

空き店舗契約・利活用の主な流れ

- ① 資料を見て興味がある店舗や家が見つかった場合、問い合わせる。

【連絡先】 宍粟市地域再生協働員 岩本光晃



- ② 内覧や家主さんとの話し合い等を重ねて、双方に理解・納得をした後に契約を結ぶ。

【立ち合い・双方への連絡】

宍粟市地域再生協働員 岩本光晃



- ③ 空き店舗を利用しての活動を行いながら、宍粟市内・兵庫県内にある「支援・補助制度」を活用する。

【問い合わせ・相談】 千種市民局・宍粟市役所等